

ツクシガヤ保護推進指針

1 保護の目標

本種は水湿地に生育するイネ科の多年草で、日本固有種である。短い根茎があつて株をつくり、高さが 100～120cm 程度になる。葉は線形で、長さ 30～70cm になる。茎の先端に 40～50cm の円錐花序をつけ、花序の枝は細い。花の構造は特異で、小穂は包穎がなく基盤が伸長した小柄という部分を持つ。花期は 8～10 月である。本県、秋田県、山形県、福井県、兵庫県、九州に隔離分布する。本県の産地は 1ヶ所で、個体数もきわめて少数である。ヒノキやアラカシなどに囲まれた、小さな池の縁に数株生えていたが、徐々に減少している。もともと稀産であるが、周辺の樹木が繁茂するなど植生が遷移することで、自生地には陽が当たらなくなり、生育環境が悪化することが危惧される。

このようなことから、本種の生育状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、生育を圧迫する要因の軽減・除去等により、引き続き生育環境の維持を図るとともに、人工繁殖を行うこと等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

2 保護の推進に関する方針

(1) 生育状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、現在把握している生育地において、生育箇所数、個体数の現状及び増減、生育地及びその周辺の植生の遷移等、本種の生育状況並びに生育環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

(2) 生育地における生育環境の保全

本種の自然状態での安定した存続のためには、生育地の水環境や周辺の植生等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生育環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

また、本種の生育地の周辺地域の植生の変化により、個体数が減少していることから、植生の管理が行われるよう管理者へ働きかけ、適切な環境を保全するよう努める。

(3) 人工繁殖及び個体の再導入

全国的に各地域の個体群が隔離分布しており、かつ本県の生育地も 1ヶ所に限定されていることから、本県に生育する本種の系統を保存するため、適切な教育・研

究機関等において個体の栽培増殖を行い、栽培下における一定の個体数の維持を図る。なお、本指針策定時に、既に関係機関等において栽培されている個体については、今後の保護施策に有効に活用するため、関係者において検討及び調整を進める。

また、個体数の減少が著しく、ごく近い将来絶滅するおそれが極めて高い場合などは、生育地及びその周辺で、生育環境が復元できる可能性がある水域を調査・確保し、本種の生育に必要な環境条件を整えた上で、系統保存されている栽培下における繁殖個体を再導入し、本県個体群の再構築と生育地の再生を図ることを検討する。

(4) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、関係行政機関、県民等に対し、本種の生育状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生育地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

ただし、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・鑑賞目的の採取も憂慮されることから、具体的な生育地情報については保護上非公開とする。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

3 保護の推進に関する重要事項

本種の生育地は限定され、個体数も著しく少ない状況にあるため、採取・損傷されると再生がより困難となる。このことから、採取・損傷や生育地への不用意な立入等、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地における希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視等を行う。

また、本種の保護施策の実施に当たっては、生育地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生育地を巡視しその捕獲等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。